

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（金融課）

一 趣旨

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長するための改

正

二 内容

基金の設置期間

「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

三 施行期日

公布の日